

北海道からのお知らせ

地震からわが家を守ろう

戸建て木造住宅の 無料耐震診断の ご案内



北海道では、道民の方々の地震に対する不安の解消と住宅の耐震改修等を促進するため、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施しています。是非、ご活用ください。

【対象住宅】・2階建て以下で延べ床面積が500平方メートル以下の戸建て木造住宅。

- ・申請者が所有又は居住していること。
- ・建築年次は問いません。

【診断方法】・現地調査は行いません。

- ・住宅の図面と申請者からの申し出により診断します。

【申込および診断の実施】

- ・あらかじめ耐震診断申込書を渡島振興局建設指導課へ郵送またはFAX送信し、事前に受付けを行ってください。
- ・申込書は、北海道建設部住宅局建築指導課のHP「戸建て木造住宅の無料耐震診断のご案内」のサイトからダウンロードできます。
- ・耐震診断は、振興局建設指導課が実施します。
- ・耐震診断の際は、住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置および仕様の分かるもの）のコピーを持参してください。
- ・耐震診断の結果は、後日、お知らせします。

【問い合わせ先】渡島総合振興局建設指導課 ☎0138-47-9466 📠0138-47-9208

大規模な土地取引には、 国土利用計画法に基づき届出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人は土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。該当する面積の土地の取引をした場合は、速やかに届出を行ってください。

【提出書類】

- ・土地売買届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面

【主な留意点】

- ①「一定面積以上」とは、
 - ・市街化区域：2千㎡以上
 - ・市街化区域以外の都市計画区域：5千㎡以上
 - ・都市計画以外の区域：1万㎡以上

となります。なお、土地一律の面積が小さくても、権利を取得する土地の合計面積が一定面積以上となる場合にも、届出が必要です。

②対象となる土地取引は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転または設定について、契約する場合となります。

例・売買、譲渡担保、代物弁済、交換、形成権の譲渡、現物出資、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約。これらの取引の予約である場合も含まれます。

③届出をしなかったときは、6ヵ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期限が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

※届出書の様式と記載例は、町ホームページに掲載しています。
<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/seisaku/content1056.html>

【提出・問い合わせ先】

政策推進課企画係
☎0137-62-2300